

2018-2019 年度 群馬大学 大学間交流協定に基づく派遣交換留学 募集要項 (2019 春派遣開始分)

1. 目的

この要項は、群馬大学（以下「本学」という。）に在籍する学生に対して、大学間交流協定に基づく派遣交換留学の募集を広く確実に周知し、明確な選考を行うことにより、グローバル社会において活躍できる人材を育成し、もって本学の教育・研究の国際化を促進することを目的とする。

2. 派遣先大学及び派遣人数

別紙一覧のとおり

3. 派遣期間

派遣先大学の学期に準じ、2019 年春派遣開始。

派遣時期は半年又は 1 年間。

4. 申請資格

申請時から留学終了までの間、本学に在籍している者。留学期間中の休学は不可。なお、非正規生（研究生、聴講生、特別聴講/研究生等）は申請できません。

5. 申請書類

(1) 参加申込書（両面コピー）

※必ず、保証人の同意及び指導教員の承認印を得ること。

(2) (該当者のみ) 医師の診断書

(3) 本学の成績証明書（和文）

(4) 語学試験結果の写

※派遣を希望する大学の申請条件に語学条件がなくても、あるいは 1 次審査の段階で、申請条件の語学力の条件を満たしていないなくても、参考資料とするので、英語試験結果を必ず提出すること。

6. 申請期日

平成 30 年 7 月 13 日（金）

なお、語学試験スコアは、平成 30 年 8 月 10 日（金）までに国際課に提出すること。

7. 申請方法

上の申請書類を全て揃えて、所属学部担当事務に指定された期日内に書類を提出する。

教育学部/教育学研究科の学生 → 教育学部教務係

社会情報学部/社会情報学研究科の学生 → 社会情報学部教務係

医学部/医学系研究科/保健学研究科の学生 → 昭和地区学務課学事・学生支援係

理工学部/理工学府の学生 → 理工学部学生支援係

理工学部 1 年生 → 国際課（理工学部学生支援係へ転送）

※ 参加申込書の記入漏れがないか十分確認の上、提出すること。また、申請書類はいかなる場合でも返却しません。必ず写を各自保管すること。

※ 申請書類全てが期限内に提出されない場合は、選考審査の対象とならないので留意すること。

8. 選考

(1) 選考のスケジュール

第 1 次選考 2018 年 7 月下旬～8 月上旬 学部の一次審査（書類選考、面接等）

第 2 次選考 2018 年 8 月下旬 国際センター学生国際交流作業部会最終選考
(書類選考) 派遣決定

(実施時期は各派遣先大学の申請期限による)

2018年9～10月 派遣候補者を決定

2019年1～3月 留学開始

(2) 選考基準

① 学業成績

- 成績証明書により本学在籍時の成績を総合的に評価する。
特に、派遣先大学での使用言語に関連する科目の成績を重視する。
- 奨学金受給の有資格者の目安として、学内 GPA の点数が 2.3 以上。

② 英語及び外国語能力

- 派遣先大学にて講義、実習及び研究指導を受けるのに必要な語学能力を有していること。
- 派遣先大学で必要とする語学基準を満たしていること。

③ その他

- 留学の目的及び計画が明確であること。
- 留学後の進路・就職に対する計画が明瞭であること。
- 国際交流活動への高い意欲や経験があること。
- 本学を代表して派遣するにふさわしい資質があること。
- 派遣国及び派遣先大学での学業及び留学生活に必要な適応性があること。

(3) 学内選考による派遣決定後手続き

- 派遣決定後は、希望する派遣先大学が求める必要書類を準備し、速やかに国際課に提出する。国際課は各協定学校へ申請手続きを行う。又は、国際課の指示により派遣先大学のオンライン申請を行う。
- 申請から1～3か月後、国際課を通じて、希望の派遣先大学から受入許可を受け、最終的な派遣者を決定するので、学内審査の結果は、あくまで派遣の候補者としての決定である。
なお、派遣開始までの間に、学業成績が著しく低下した場合、素行が不良であった場合には、派遣決定を取り消す場合がある。
また、派遣決定後は、原則辞退及び派遣開始時期・期間の変更は認められない。

9. 学内選考による派遣内定後の手続き

- 留学に係るパスポート取得、ビザ申請、航空券手配、派遣先での住居の確保は留学者本人が行う。
- 所属学部において「留学許可願」を提出し、群馬大学長から留学許可を得る。
- 保険については、群馬大学が指定する海外留学生保険（引受保険会社はジェイアイ傷害保険株式会社）に加入する。保険料は自己負担とする。
- 海外における万一に備え、学内危機管理オリエンテーションに参加し、かつ出発前までに外務省 ORRnet に登録する。加えて「群馬大学 学生のための海外渡航安全ガイド」を通読する。

10. 留学費用

- 留学準備及び留学中に係る費用は全て、自己負担となる（ビザ取得費用、証明書発行手数料、フライト代、海外留学保険代、派遣先国での住居費、生活費など）。事前に留学資金を計画的に準備することを推奨する。また派遣先大学の交換留学申請やビザ申請において、留学生活を十分補えるだけの経費支弁を銀行残高証明書等で求められる場合があります。大凡必要な資金については、交換留学に参加した先輩からの情報や国際課保管の交換留学アンケート等の情報を参考にすること。
- 留学中の授業料については、本学に納入し、派遣先大学では、協定に基づき、検定料、入学料、及び授業料は免除される。ただし、派遣先大学の語学学校で語学研修に参加する場合、授業料は免除対象外となり、自己負担となる場合がある。

11. 奨学金

留学中の経費を軽減するため、「給付型」と「貸与型」の2種類の奨学金がある。
「貸与型」の日本学生支援機構（以下 JASSO）第二種奨学金に関しては、別途、学務部学生支援課で手続き等確認すること。
主な「給付型」奨学金は次のとおり。受給手続きは、派遣決定後から出発前までに行う。

（1）JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）

本学から受給候補者を JASSO に推薦し、受給が決定します。但し資格条件として、過去1年の JASSO 設定の成績係数が 2.3 以上であること（厳密には学内 GPA の点数とは算出方法が異なります）や一定の家庭の収入の上限があります。
平成 29 年度派遣交換留学では、本学は 7 名派遣月数分の奨学金支給割当人数あり。
派遣先・地域により、月額 6 万円、7 万円、8 万円と異なる。

（2）群馬大学海外学生派遣奨学金

国際センター国際交流委員会の協議・了承後、本学の予算内で奨学金を支給することができる。但し（1）の奨学金と重複受給は不可。

（3）群馬大学基金による「留学（派遣）経費補助事業」による奨学金

国際センター学生国際交流作業部会の協議・了承後、本学の予算内で奨学金を支給することができる。支給額は、別紙の奨学金支給要項のとおり。

（4）文部科学省 官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN～
大学を通じて申請する。<http://www.tobitate.mext.go.jp/>

（5）民間の奨学金：ぐんま国際教育財団 大学生海外留学奨学金給付事業
大学を通じて申請する。http://www.gief.or.jp/program/02_h28.html

1 2. 留学中、帰国後の諸手続き

- （1）奨学金を受ける者は、月1度定められた時期に、群馬大学に対してメールによる定期報告を行う。
- （2）留学中に、群馬大学から情報提供や原稿作成、本学からの短期プログラム参加者に対する支援等の協力依頼等あれば、積極的に協力する。
- （3）派遣先大学での習得した単位は、帰国後、所属学部教務担当に所定の申請手続きをとり、本学の規定にもとづき、単位認定を受けることができる。なお、原則、派遣先大学発行の成績証明書は、群馬大学を経由して、本人に配付される。
- （4）帰国後1か月以内に、所定の様式により帰国レポート及び交換留学アンケートを国際課に提出する。
- （5）帰国後、学内の留学フェアや留学相談会、留学希望学生に対する情報提供や発表の依頼など、交換留学に係る広報の依頼があった場合には積極的に協力する。

1 3. 備考

【事務担当、問い合わせ先】

国際課（荒牧地区大学会館1階）

TEL 027-220-7627

E-mail g-exchange@jimu.gunma-u.ac.jp

【各学部事務担当】

教育学部 教務係（教育学部A棟1階）

社会情報学部 教務係（社会情報学部棟3階）

医学部 昭和地区学務課学事・学生支援係（共用棟3階）

理工学部 桐生地区学生支援係（1号館1階）

【関係学内委員会】

国際センター 国際交流委員会

教育学部 国際交流委員会
社会情報学部 国際交流委員会
理工学部 学生支援・国際交流委員会

【国際センター留学相談窓口】

荒牧地区：大学会館 3 階 桐生地区：7 号館 5 階

【関係資料、サイト】

- ・群馬大学国際センター 交換留学プログラムによる留学
HP : <http://www.guic.gunma-u.ac.jp/abroad/program>

- ・群馬大学 海外留学の手引 2018

http://www.guic.gunma-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2016/11/2018gu_passport_2s-.pdf

- ・外務省 ORRnet 登録サイト

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>

インターネットによる在留届電子届出システム

- ・ジェイアイ傷害火災保険株式会社

<http://www.jihoken.co.jp/>

以上